

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 0時45分 令和6年6月5日(水) 至 午後 3時34分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	弘永委員長 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 児童相談所への出向警察官の活動状況（令和5年度）

生活安全部長から、

過去5年間、警察が児童虐待事案と認めて児童相談所へ通告した児童の人数は、年々増加しており、令和5年度は全国・山口県内ともに過去最多であった。

山口県内で通告した844人のうち、心理的虐待が約7割と最多であり、主なものは面前DVである。次いで、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順で多くなっている。

年々増加している理由として、児童虐待に対する通報意識の高まりにより、これまで見過ごされていた児童虐待が、警察へ通報されるようになったことや、警察で虐待容疑を認知した場合、積極的に通告していることが背景にあると考えられる。

警察から児童相談所への出向は、平成31年4月から始まっており、平成30年に東京都目黒区で発生した児童虐待死事案が契機となっている。

当初は警部級の警察官1名の派遣であったが、通告児童数の増加もあり、令和4年4月から警部補級職員を1名追加し、2年の任期で合計2名の警察官を派遣している。

主な業務内容は、児童の生命・身体が危険にさらされているなど、重篤かつ緊急性が高く、警察の関与を求めるべき事案への介入である。

具体的な活動状況としては、出向警察官が会議研修を設けて、警察・児童相談所・市町の連携強化を行っている。

他に、警察学校の模擬住宅を使つての合同立入調査訓練の企画立案や、対応困難事案の援助要請も主体的に行っている。これは、容疑事案を認知したときに、児童相談所職員の立ち入りが困難である事案に対し、児童虐待防止法を根拠に、警察へ援助を要請する場合を想定している。

代表者聴取による警察・検察との事前協議について、虐待を受けた児童に、警察・検察・児童相談所の代表が聴取することで、複数回聴取せずに済み、児童の負担を減らす取り組みを平成27年から行っている。

業務の効率化について、出向警察官の発案により、児童通告書の電子送付制度の導入を行った。これは、過去に書類を持参していた手続きを、電子化・暗号化した児童

通告書により、警察署の端末から送信できる制度である。

また、児童相談情報管理システムの運用を、出向警察官の発案により開始しており、これは、休日夜間に警察が認知した、虐待の深刻度が判然としない事案について、児童相談所が過去に取り扱った記録にアクセスできるようにしたことで、直ちに過去の取扱いが確認できるようになった。

警察官を出向させる意味は、警察官の知見をもって危険性の高い、児童虐待事案を峻別し、警察をはじめとする関係機関が連携して対処することである。

旨の説明があった。

今村委員から、「去年、合同立入調査訓練を視察し、警察の頼もしさを感じた。児童相談所では、家族を含め、虐待を受けた児童の成長を長いスパンで見えていくなど、関係を構築する必要がある。一方、警察では、ためらうことなく判断していく必要があり、違った関わり方となるのではないか。児童相談情報管理システムは、緊急性の高い現場において情報共有ができるという面でも、非常に良い取り組みである。出向者数が2名に増えた件に関して、通告数が増えた場合、さらに1名出向し、合計3名となればよいのかもしれない。ところで、代表者聴取に係る警察・検察との事前協議は、年間で何回あるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「令和5年度中は29件であった。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「通告数が増加していることに関し、出向警察官により、警察と児童相談所の連携が深まっており、良い面もあるかと思う。関係機関が連携し、救える命が一つでも多く救えるとよい。引き続きよろしく願います。」旨の発言があった。

## 2 特殊事件捜査訓練実施状況及び今後の訓練計画（令和6年度）

刑事部長から、

訓練目的は、「身の代金目的誘拐事件」や「人質立てこもり事件」において、被害者を迅速に救出するため、特殊部隊の対処能力及び対策本部の指揮能力向上を図るものである。

それぞれ事件の特徴として、「身の代金目的誘拐事件」は、犯人主導によって現場が広範囲にわたっていく中で、秘匿の捜査が必要である。「人質立てこもり事件」は、毎年全国各地で発生しており、現場が固定される中で、警察対応は終始マスコミ等で報道されるため、長時間にわたり緊張を強いられる。いずれにしても緊迫する環境下で、警察の役割を達成するために日ごろの訓練が極めて重要である。

### (1) 新体制下における基本訓練（4月）

身の代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件における任務分担及び、実戦的訓練を実施。また、いわゆる無差別連続殺傷事案である進行型殺傷事案対処訓練も実施。

### (2) 二輪部隊集中訓練（5月）

二輪の機動性を活かし、現場の偵察、先行捕捉に対応する二輪部隊の集中訓練を実施。

### (3) 山口県発生・島根県波及広域身の代金目的誘拐事件捜査訓練（6月）

警察庁指定訓練計画に基づき、島根県との合同訓練を実施。

### (4) 人質立てこもり事件捜査訓練（6月）

空き家を使用し、刑事部以外の関係所属及び警察署が参加する、大規模な実戦体対処訓練を予定している。

### (5) 身の代金目的誘拐事件捜査訓練（6月）

県内独自の指揮本部を立ち上げての誘拐訓練を予定。

### (6) ポリスメディック訓練（7月以降）

昨年も実施しているが、防衛医科大医師を招聘しての事態対処医療訓練を予定。  
(7) 山口県発生・福岡県波及広域身の代金目的誘拐事件捜査訓練（7月以降）  
警察庁指定訓練計画に基づき、福岡県との合同訓練を予定。

(8) ブロック別進行型殺傷事案対処訓練（10月以降）  
県下4ブロックに分かれ、各部関係所属の担当者が、無差別連続殺傷事案を認知した場合の初動対応や、犯人の検挙制圧を含めた訓練を予定。

人質立てこもり事件は毎年発生しているので、各警察署においても、具体的な図上訓練を行い、幹部の任務分担や指揮室の立ち上げ要領など、事態対処訓練による能力向上に努めていく。

旨の説明があった。

今村委員から、「訓練に尽きると思う。特に人質立てこもり事件は、毎年発生しており、恐ろしい。4月に実施された訓練を過去に視察したことがある。訓練場所の確保について、不足していないか。」旨の発言があり、刑事部長から、「使用が終了した警察の官舎や、提供された空き家を活用している。街中で実施すると騒音問題もある。様々な間取りの建物で訓練する必要もあるので、しっかり探していきたい。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「警察で取り扱う事案は、幅が広い。大変だと思うが、適切にリスク管理してほしい。山口県内で頻繁に発生するものでなくとも、想定しておくことが大切であり、地道な訓練だと思うが、しっかりやってほしい。」旨の発言があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者2人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者14人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他2人については、再呼出しとした。

#### (2) 審査請求に係る弁明書の作成

運転管理課長から、5月8日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、決裁した。

#### (3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、令和6年6月19日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

#### (4) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会会務官から、公安委員会宛てに送付された文書について対応方針の説明を受け、裁決書を決裁した。

#### (5) 猟銃の教習資格認定の不認定

生活安全企画課長から、1月11日に申請された射撃教習を受ける資格の認定について、調査結果の報告を受け、不認定通知を決裁した。

#### (6) 裁決に基づく個人情報開示決定

刑事企画課長から、5月22日の採決に基づく個人情報開示決定について説明を受

け、決裁した。

(7) 地域交通安全活動推進委員の公務災害認定

警務課主幹から、地域交通安全活動推進委員の公務災害認定について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 明治杯全日本選抜レスリング選手権大会の出場結果

自動車警ら隊長から、自動車警ら隊員の明治杯全日本選抜レスリング選手権大会への出場結果について報告を受けた。

(2) 捜査第一課関係業務報告

捜査第一課長から、捜査第一課関係業務について報告を受けた。

(3) 留置施設視察委員会委員任命状交付式の開催

留置管理課長から、6月13日に開催される令和6年度山口県留置施設視察委員会委員任命状交付式の実施要領について説明を受けた。

(4) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について協議した。